

令和元年6月14日現在

機関番号：33908

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03006

研究課題名(和文)台湾総督府専売局文書のアーカイブズ学的研究

研究課題名(英文)The Archival Studies of Document the Monopoly Bureau of Government of Governor-general of Taiwan

研究代表者

東山 京子(HIGASHIYAMA, KYOKO)

中京大学・社会科学研究所・研究員

研究者番号：80570077

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：台湾総督府専売局文書の特徴は、第一に、文書管理に関する規則が、「文書編纂保存手続」という処分終了の文書手続における規程を定めることから始まり、最後まで編纂に重点をおいた文書管理体制であったこと、第二に、「文書」とよばれていた編纂前の文書に対し、編纂完了の文書を「台湾総督府専売局公文類纂」と称することで、編纂前と編纂後とに名称を分けていたこと、第三に、その内容が実務的な機関として、製造、生産、技術、試験、開発、調査、輸出、販売、製品管理等の製造ラインを持った企業組織体の文書の特徴を持っていることである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

台湾総督府専売局は、台湾総督府の附属機関の側面のほかに、台湾各地に工場を持つ企業組織体としての側面があったことから、台湾総督府においても最も特異な機関であった。台湾の経営を専売局が担っていると認識し、製造・生産・技術・試験・開発・調査・輸出・販売・製品管理等のこれらの製造ラインにおけるあらゆる過程の文書を残そうとしていた。現代の企業アーカイブズとして、専売局の文書を見た場合、報告書および復命書などの調査報告類・企業としての営業活動に必要な契約関係書類・経理関係書類・物品管理書類等が門類目別に纏められており、文書貸出等においても行政機関の文書管理よりも厳格な規則でもって文書管理が行われていた。

研究成果の概要(英文)：The documents by the Monopoly Bureau of Government of Governor-general of Taiwan have the following three characteristics. First, a set of rules for the document management was a document-control system that mandated regulations on the document procedures such as termination of disposition orders called "Document Compilation Preservation Protocol" and also put an emphasis on the compilation throughout the process. Second, the Bureau used separate names for the documents by calling all the pre-compilation papers "Document" and labeling the post-compilation materials as "Government-General of Taiwan Monopoly Bureau Official Document Compilation." Third, the contents of the Bureau papers have characteristics of documents created by a practical business organization that owns the manufacturing lines such as manufacture, production, technology, development, research, export, distribution, and product management.

研究分野：アーカイブズ学

キーワード：台湾総督府 専売局 企業アーカイブズ アーカイブズ学 文書学 史料学

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

台湾総督府専売局は、台湾総督府の附属機関の側面のほかに、台湾各地に工場を持つ大企業の側面を持った台湾総督府においても最も特異な機関であった。台湾の産業を支える樟脳・塩・煙草・阿片の専売を手がけるこの組織は文書の形態を見ても、かなりの独自性を見ることが出来る。専売局の文書を所蔵する国史館台湾文献館では、整理途中での不具合から完全な形の検索データベースができていなかったが、再度デジタル化を始めたことから、本研究をスタートさせた。

2. 研究の目的

企業を経営することは経営方針・経営実態・業務報告等の通常の行政機関とは全く違った文書が作成されることを意味し、その文書保存には企業としての実績を纏めるという意味もあり、一般の行政機関とは違った側面を持っている。一般の行政機関とは違った側面を持っているというこれらの原則論を踏まえて、専売局が編纂した「台湾総督府専売局公文類纂」を見ていくことで、企業体としての文書作成および文書保存はいかなるものなのかを明らかにすることを目的とした。

3. 研究の方法

専売局文書は、現在、簿冊として 12,815 冊が台湾文献館において保存管理されている。まず、文献館において、『台湾総督府専売局清冊』から現存状態を把握した。次いで、明治 34 年に開局された専売局における文書編纂に関わる規程の変遷を見るために、専売局の文書保存規程である「文書編纂保存手続」を専売局文書から収集し、文書を分類するために重要な門・類・目の門類別に関わる規則を収集した。さらに、各簿冊に綴られた専売局庶務課が作成した目次を収集した。

4. 研究成果

現在、台湾省文献委員会（現国史館台湾文献館）が作成した『台湾総督府専売局清冊』に記載された専売局文書の現存状態を見ると、その簿冊名から、永久保存文書・二〇年保存文書・一〇年保存文書・五年保存文書といったように保存年限毎に分類された簿冊、専売品目別に分類された簿冊といった文書類と、総目録・類別目録・収発件名簿・廃棄文書目録・補助簿等といった文書を管理する上で必要となる書類管理簿類からなっていることがわかる。このほかに、専売局文書の編纂について、特筆すべき点としては、歴史的事件の記録が簿冊単位で纏められているという点である。

専売局の文書管理規則の変遷の中で、まず注目したいのが、明治 39 年に制定された「文書編纂保存手続」である。この手続第二二条において、「編纂完了ノ文書ハ之ヲ公文類纂ト称シ巻首毎ニ索引ヲ付シ編纂者記名調印スヘシ」と定められている。専売局が編纂完了の文書を公文類纂と定める前に、台湾総督府では、明治 38 年に制定された「記録分類規則、記録規則ヲ廃シ、文書保存規則ヲ定ムルノ件」の第二七条「編纂完了ノ文書ハ之ヲ公文類纂ト称ス巻首ニ索引ヲ付シ編纂者記名調印スヘシ」より、編纂完了の文書を「公文類纂」と定めていた。このことから本府の制度により、専売局も「公文類纂」という名称を付すことになったと考えられる。さらに、「編纂者記名調印スヘシ」と文言を付した点についても、明らかに、本府に準拠した厳格な文書管理の実態が見られる。明治 39 年においては編纂者名だけに留まっているが、明治 43 年になると、「校閲者並ニ編纂者記名調印」とあり、大正 5 年は、「編者並校閲者官氏名」とある。編者のみならず校閲者の氏名をも併記させている。つまり、専売局は、企業体という販路をもった組織であり、企業活動の記録である文書類の管理は経営そのものに直接関係してくることから、文書管理を厳格にし、責任の所在を明確にしておくことが重要不可欠なことだと判断したためであろう。

この明治 39 年の「文書編纂保存手続」以降、基礎となる規程が制定される明治 43 年には、規程の名称を「文書編纂規程」と変更していた。その後、昭和 18 年の最後の改正まで終始一貫して、「文書編纂規程」であった。そこで、専売局の文書編纂規程の基礎となる明治 43 年の規程を見ていく。

この規程は、第一章の「総則」、第二章の「類別」、第三章の「保存及廃棄」、第四章の「編纂」、第五章の「貸付」の五つの章により構成されている。明治 39 年と比較すると、第五章の「貸付」が追加されており、第二章は「分類」から「類別」への名称変更があり、第三章は「保存」から「保存及廃棄」へ変更されている。この第三章については、明治 39 年度の規程第一三条「保存期限ヲ終リタル文書ハ庶務課長之ヲ点検シ主務課長ニ合議シ局長ノ決裁ヲ經其廃棄ノ年月日ヲ簿冊ニ記入シ之ヲ棄却スヘシ」から、明治 43 年の第一七条において、「保存期間満了ノ文書ハ庶務課長之ヲ点検シ關係課長ニ合議ノ上局長ノ決裁ヲ經テ之ヲ廃棄スヘシ 廃棄決裁ノ年月日ハ之ヲ類別目録簿ニ記スヘシ」と改正されている。このなかでは、「主務課長」から「關係課長」へと改められていることから、主務課のみならず、業務上の関係から案件に関わるすべての課を対象として合議することになったものと思われる。第五章の「貸付」が追加されたことは、文書の閲覧や借が増えたことを意味している。ここで注目すべき点は、第二四条に、「編纂完了ノ文書ハ之ヲ公文類纂ト称ス」と、第二九条に、「編纂着手中ノ文書及公文類纂」とあることから、編纂完了した文書は「公文類纂」とよび、終了し庶務課に引き継がれる前の

現用の書類を「文書」とよぶことで、編纂前と編纂後の名称を分けていた点である。このように、編纂前と編纂後という境界を定めて名称を分けることで、「公文類纂ハ必要アル場合ニ限り執務時間内貸付スルコトヲ得」とし、編綴されているため散逸することがない、貸し出しても支障のない編綴の完了した「公文類纂」についてのみ、庶務課以外への貸し出しを認めることとした。

このほかに、これらの門別目別から、第一門の庶務関係および第二門の会計関係以外は、専売品目である阿片・樟腦・食塩・煙草の四つの門により文書を分類していることが、企業としての側面をもつ専売局の特徴であり、行政機関たる本府との違いでもある。

次いで、大正5年の永久保存文書を見ると、五項目の「復命書、調査書、報告書並試験成績ノ類ニシテ重要ナルモノ」が追加されている。『台湾総督府専売局清冊』を見ると、専売品等の調査における復命書、調査書、報告書、試験成績等の簿冊が非常に多く現存していることから、大正5年に至った時点で専売局として永久に残す必要がある文書として永久保存へ追加されたものと考えられよう。

さらに、大正5年の保存年限に関わる大きな改正点は、二〇年保存文書と一〇年保存文書という保存年限の種類を追加した点であろう。二〇年および一〇年保存の主な文書は会計書類であり、二〇年保存文書の内容は、「会計ニ関スル計算書類並其ノ控」の一項目のみで、一〇年保存文書の内容は、第一項目の「主要ナル諸帳簿、収入、仕払及物品其ノ他ノ会計ニ関スル証憑書類並其ノ控」と、第二項目の「法律命令ノ執行ニ関スル訓令、諸達、許可、認可、指令、通牒、稟議、上申、報告、諸願届ノ類ニシテ参照ノ必要アリト認ムルモノ」である。二〇年保存および一〇年保存の第一項目は、追加されたものであるが、一〇年保存の第二項目は、五年保存文書から一〇年保存へと保存年限が変更されたものであった。

そこで、大正5年の五年保存文書の内容を見ると、「第十二条第一号会計以外ノ帳簿ニシテ輕易ナルモノ」とあることから、二〇年保存文書である「会計ニ関スル計算書類並其ノ控」のうち輕易な文書、次いで、「第十一条第五号ノ書類ニシテ輕易ナルモノ」とあることから、永久保存文書の「復命書、調査書、報告書並試験成績ノ類ニシテ重要ナルモノ」のうち輕易な文書、さらに、「第十三条第二号ノ書類ニシテ参照ノ必要アリト認ムルモノ」と、一〇年保存文書の「法律命令ノ執行ニ関スル訓令、諸達、許可、認可、指令、通牒、稟議、上申、報告、諸願届ノ類ニシテ参照ノ必要アリト認ムルモノ」とあることから、これらの中で、参照の必要がある文書がそれぞれ五年保存文書として定められている。したがって、文書の種別が同様であってもその内容の重要度により、保存年限を定めるといった細かな作業が求められるようになってきたといえよう。それだけ、専売局という企業文書には五年または永久という二種類に分けることが出来ないほどに業務内容が複雑化してきたことを意味していよう。

このほかに、五年保存文書に記載された補助簿について、現在、多くの補助簿が残っていることから、五年保存と設定されていたにもかかわらず、廃棄されなかったことがわかる。総目録、類別目録、収発件名簿、補助簿等の書類整理や文書を探し出すために必要となる目録類および名簿類等が作成され、保存され、そして残されてきた。このことは、専売局が行政機関ではなく、製造、生産、輸出、販売等の企業組織としての文書であり、将来の企業経営に関して文書等を参照する頻度が多かったと考えられる。このように、専売局は、文書の編纂方について、最善の方法を策定しながら文書の編纂を行ってきたということを示していよう。

次に、本府との相違点を三点挙げてみていく。まず、一点目は、第三六条の「庶務課便宜ノ場所ニ文書閲覧席ヲ設ケ其ノ請求アリタルトキハ文書閲覧席ニ於テ展示スヘシ」との条項からは、専売局庶務課は、場所を定めたくうで文書閲覧席を設けて、文書の閲覧に供していたことがわかる。

二点目は、第三一条は、門別毎に、編年毎に編綴することは本府の編纂方法と同様だが、一寸五分に簿冊を纏めること、類毎に名称を記した赤紙を挿入すること、年度を通して一冊（一寸五分）に満たない場合は合冊すること、合冊する際には年毎に青紙を挿入すること、これらの四点については、専売局特有の編纂方法といえよう。つまり、専売局は簿冊化した後に、使用することを念頭に入れて編纂を行っていたと思われる。整理するためだけではなく、使用することを考慮したくうで、簿冊を探し出すために、貸し出すために、手に取りやすい厚さにすること、その使い勝手のよい厚さになるまで年度を超えようが装釘しないこと、年度を超えて合冊する場合には青紙を挟むこと等、本府には見られない工夫がなされていた。

三点目は、規程改正の文書には、規程の新旧対照表が作成されていることから、条項毎に新旧対照できるため、見やすく、比較しやすい。これについても本府にはない工夫を施していたことがわかる。さらに、大蔵省専売局の文書取扱規程が参考として添附されていたことから、本国政府の専売局の規程を参照したくうで、規程の制定をおこなっていたことがこれらの文書から窺えよう。

このように、大正5年に文書編纂規程の大規模な改正がなされたが、その際に「秘密文書取扱手続」と「文書特殊取扱手続」が制定される。これらの秘密および特殊の文書を取り扱うための規程を定めたことからわかるように、文書の種類が複雑になってきたこと、専売という製造技術等の機密技術や会計処理等の特殊に取扱う文書を保存管理する必要に迫られたことがわかる。さらに、これらのために、永久秘密、処理中秘密および特殊取扱といった特別な文書に応じた分類規則を定め、分類した文書には、一目でわかるように、永久秘密、処理中秘密および特殊秘密の押印がなされることとなり、収発件名簿には「秘密取扱」または「特殊取扱」

の押印を施すことで、名簿からも確認がとれるような処理がなされたと考えられよう。

専売局文書の編纂方法は、大正5年に確立され、専売局特有の方法でもって文書保存管理を実践していった。しかし、昭和18年10月25日に立案されて、11月6日に決裁された「専売局文書編纂規程中改正」において、決戦下の事務運営に基づき、度量衡の移管、これまでの専売品に加えて燐寸、石油およびブタノールの類目が必要となっている。さらに、文書を管理していた庶務課が総務課へと部署名が変更され、戦時下体制と思われるものとして、一〇年保存以下の文書については校閲の手続を省略すること等の手続上の改正がなされている。

専売局文書の特徴を纏めると、第一に、専売局における文書管理に関する規則は、「文書編纂保存手続」という処分終了の文書手続における規程を定めることから始まり、最後まで編纂に重点をおいた文書管理を行ってきたことにある。第二に、専売局では、編纂完了の文書は、「台湾総督府専売局公文類纂」と称し、編纂前の文書は、「文書」とよぶことで、編纂前と編纂後と分けたうえで、名称を定めていたことである。第三は、実務的な機関として、製造・生産・技術・試験・開発・調査・輸出・販売・製品管理等の製造ラインを持った企業組織体の文書であることから局員が参照する頻度が多く、そのために、文書の閲覧に応じるための閲覧席を設け、借用のための借覧証発行等も行っていたことである。

このように、専売局は、台湾総督府の附属機関ではあるものの、台湾における主要産業を担う一つの巨大企業としての側面があったということになる。そのため、現存する簿冊には、報告書および復命書等の調査報告類、企業としての営業活動に必要な契約関係書類、経理関係書類、物品管理書類等があることから行政機関文書と比較すると、より実務的な機関としての企業アーカイブズたる特徴があったといえよう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計4件)

1. 東山京子「台湾総督府専売局文書のアーカイブズ的研究 臺灣總督府專賣局文書的檔案性研究」(『第十屆臺灣總督府檔案學術研討會論文集』、國史館臺灣文獻館・2019年5月、211頁～234頁所収、台湾南投市、査読有)。
2. 東山京子「門類別分類から見た台湾総督府文書研究」(『社会科学研究』第39巻第2号、中京大学社会科学研究所、2019年3月、1頁～73頁所収、査読無)。
3. 東山京子「台湾総督府文書研究の将来展望」(『社会科学研究』第39巻第2号、中京大学社会科学研究所、2019年3月、215頁～220頁所収、査読無)。
4. 東山京子「戦前期行政機関における文書管理のあり方」(社研叢書45『公文書管理における現状と課題』、中京大学社会科学研究所アーカイブズ研究プロジェクト編・2019年3月、23頁～43頁所収、査読無)。

〔学会発表〕(計4件)

1. 東山京子「台湾総督府文書からみる台湾一復命書に描かれた世界」(『台北州檔案』と文書運用)国際学術シンポジウム報告、於新北市立図書館・2019年3月9日)。
2. 東山京子「日本の台湾総督府文書研究における王世慶の役割」(日台学術シンポジウム「台湾史研究の軌跡と展望」第1部黎明期の台湾史研究と台湾総督府文書、於中京大学・2018年10月6日)。
3. 東山京子「台湾総督府文書研究の将来展望」(日台学術シンポジウム「台湾史研究の軌跡と展望」パネルディスカッション「台湾史研究の総括と今後の課題」、於中京大学・2018年10月6日)。
4. 東山京子「台湾総督府専売局文書のアーカイブズ的研究」(第十屆臺灣總督府檔案學術研討會報告、於國史館臺灣文獻館・2018年8月24日)。

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年:

国内外の別:

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：陳 文添、劉 澤民

ローマ字氏名： CHEN wen tien , Lieu tze min

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。